

京都市訓令甲第 21 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表次長の項第15号中「市有財産」を「公有財産（不動産及びその従物に限る。）」に、「に基づく保険料」を「及びこれに伴う経費」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)